

平成29年度防府市環境審議会 会議録

1 開催日時	平成29年12月21日(木) 午前11時から正午まで
2 場 所	防府市役所 1号館3階南北会議室
3 出席者	<p>【委員】</p> <p>中西委員、中尾委員、関根委員、島添委員、石本委員、荒川委員、前田委員、内田委員、三戸委員、小川委員、黒瀬委員、政所委員、潮委員、山田委員、阿部委員、岸本委員、吉次委員</p> <p>(欠席委員：木村委員、坂本委員、石原委員)</p> <p>【行政】</p> <p>岸本生活環境部長、島田生活環境部次長</p> <p>(事務局)</p> <p>生活安全課：森田課長、國澤環境政策室長、作間、河野、岸本</p>
4 傍聴者	なし
5 内 容	<p>1 議事</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出について</p> <p>(2) 防府市環境保全協定に基づく細目協定について</p> <p>2 その他</p>
6 会議内容 ※表現の一部は、簡略化している。	<p>1 議事</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に中西委員、副会長に中尾委員が選出された。 <p>(2) 防府市環境保全協定に基づく細目協定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から「資料1」にて説明 <p>[質疑応答]</p> <p>委員A：資料1の参考資料の小型ボイラーの定義の中の「1時間当たり50リットル以上のもの」という記載は「50リットル以下」の誤りではないか。</p> <p>事務局：「1時間当たり50リットル以上のもの」で資料の誤りではない。</p> <p>委員A：細目協定の設定項目の追加の必要性から議論がスタートするのか。</p> <p>事務局：細目協定設定項目の追加が必要ではないという御意見がなければ、設定項目の追加が必要であると判断し、今後の流れで方針を検討・協議していきたい。</p> <p>委員B：資料1の「4. ばい煙発生施設の規制について」の硫黄酸化物の総量規制は、事業所ごとか、防府市全体か。</p> <p>事務局：事業所ごとの総量。</p> <p>委員C：都市ガスを燃料とする排出ガス量1000m³N/h以上2000m³N/h未満のボイラーと、同じく都市ガスを燃料とし排出ガス量が同じ小型ボイラーがある中で、法の排出基準が当分の間適用されていない小型ボイラーは、法の排出基準が適用されるまでは細目協定の対象としないという方針案の説明があったが、小型ボイラーか小型でないボイラーかという区分は伝熱面積の違いによってなされているので、小型ボイラーは大気汚染排出物質の発生量が少な</p>

いという知見に基づく考え方なのか、それとも小型ボイラーも小型ではないボイラーも同じ排出ガス量であれば同じ扱いになるべきではないかと思われるが、現在法律では対象としていないから対象としないという考え方なのか。

事務局：伝熱面積の違いによって、小型ボイラーか小型ではないボイラーになる。

都市ガスを燃料とする排出ガス量が $1000\text{ m}^3\text{ N/h}$ 以上 $2000\text{ m}^3\text{ N/h}$ 未満のボイラーと同じく都市ガスを燃料とする小型ボイラーは、ばいじんと NO_x の排出量は同等であると考えているが、小型ボイラーは法律上、比較的環境負荷が低く、燃料転換を促すという目的から規制がなされていないという考え方から細目協定の対象外の施設としているが、小型ボイラーもボイラーのように規制すべきだという考え方と小型ボイラーに規制がないので、同規模のボイラーも対象からはずしていいのではないかと、2つの考え方があるのではないかと考えている。排出については同等と考えているが、法律上適用となっていないので対象からはずしている。

委員C：今の説明にて何がしかの転換の目的という説明があったが、どういうことか。

事務局：当時の環境省の説明では、ボイラーの燃料を石炭やC重油から、ガスやA重油、灯油、軽油への燃料転換を促す意味で、当分の間適用しないというようになっている。

委員C：法律で対象となっていないので対象としないという考え方か。

事務局：細目協定の考え方として、法律の規制があるものについて、法を下回る値にて市と事業者との間で協定値を結んでいる。小型ボイラーは法律の規制がないので外している。

委員C：電気を熱源とするばい煙発生施設は、窒素酸化物について対象としないという方針案があるが、燃料を発生源として出てくる窒素酸化物は、電気を熱源としているものからは排出されないという考え方からか。

事務局：電気を熱源とする場合、窒素酸化物は法律の規制から外れている。電気加熱は燃焼を伴わないので、窒素酸化物はあまり発生しないと考えている。

・引き続き、細目協定についての検討を行っていくこととし、専門部会の設置が承認され、会長から専門部会委員の指名があった。

専門部会委員：中西会長のほか、中尾委員、関根委員、島添委員、前田委員、内田委員、潮委員